

## 医療法人宗斉会 訪問看護ステーションれんげ運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人宗斉会が開設する医療法人宗斉会訪問看護ステーションれんげ(以下「事業所」という。)が行なう指定訪問看護の事業(以下「事業」という。)は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指す。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 医療法人宗斉会 訪問看護ステーションれんげ

(2) 所在地 三原市須波ハイツ二丁目2番5号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 保健師又は看護師1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護の提供に当たるものとする。

(2) 看護師等 管理者常勤職員1名(訪問看護師と兼務)

看護師 常勤換算 2.5名以上

理学療法士 言語聴覚士 必要人員配置

看護師等は、指定訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月15日  
12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分とする。ただし、土曜日は午前8時30分から午後12時30分とする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。

(1) 病状・障害の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持

- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
  - (4) 褥そうの予防・処置
  - (5) リハビリテーション
  - (6) ターミナルケア
  - (7) 認知症患者の看護
  - (8) 療養生活や介護方法の指導
  - (9) カテーテル等の管理
  - (10) その他医師の指示による医療処置
- (利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、別記の額を実費として徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、三原市(但し鷺浦町、久井町、大和町を除く)、竹原市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、看護師等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- (3) その他研修

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族等にその秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は医療法人宗斉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第11条 虐待の防止のための措置

訪問看護師は高齢者虐待の早期発見に努め、在宅療養者が虐待を受けていると発見した場合は通報義務、通報努力が課せられている。

#### 附 則

この規程は、平成 8 年 12 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 13 年 1 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 17 年 5 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 18 年 7 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 19 年 3 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 19 年 9 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 21 年 8 月 31 日より施行する。

この規程は、平成 21 年 11 月 1 日より施行する。

この規程は 平成 23 年 10 月 1 日より施行する

この規程は 平成 24 年 1 月 1 日より施行する

この規程は 平成 27 年 4 月 1 日より施行する

この規程は 平成 29 年 7 月 1 日より施行する

この規程は 平成 31 年 1 月 1 日より施行する

この規程は 令和 1 年 8 月 1 日より施行する

この規程は 令和 2 年 2 月 1 日より施行する

この規程は 令和 4 年 6 月 1 日より施行する

この規程は 令和 4 年 9 月 1 日より施行する

この規程は 令和 5 年 2 月 1 日より施行する

この規程は 令和 5 年 10 月 1 日より施行する

この規程は 令和 5 年 11 月 1 日より実施する

この規程は 令和 7 年 6 月 1 日より実施する

## 医療法人宗斉会 訪問看護ステーションれんげ運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人宗斉会が開設する医療法人宗斉会訪問看護ステーションれんげ(以下「事業所」という。)が行なう指定**介護予防**訪問看護の事業(以下「事業」という。)は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能回復を図り。生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指す。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人宗斉会 訪問看護ステーションれんげ
- (2) 所在地 三原市須波ハイツ2丁目2番5号

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 保健師又は看護師1名(常勤)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定**介護予防**訪問看護の提供に当たるものとする。
- (2) 看護師等 管理者は常勤職員1名(訪問看護員と兼務)  
看護師 常勤換算 2.5名以上  
理学療法士 言語聴覚士 必要人員配置  
看護師等は、指定**介護予防**訪問看護の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月15日12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分とする。ただし、土曜日は午前8時30分から午後12時30分とする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (指定**介護予防**訪問看護の内容)

第6条 指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥そうの予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置  
(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、別記の額を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。  
(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、三原市（但し鷺浦町、久井町、大和町を除く）、竹原市の区域とする。  
(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。  
(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、看護師等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
  - (2) 継続研修 年2回
  - (3) その他研修
- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族等にその秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は医療法人宗斉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 第11条 虐待の防止のための措置

訪問看護師は高齢者虐待の早期発見に努め。在宅療養者が虐待を受けていると発見した場合は通報義務、通報努力が課せられている。

#### 附 則

この規程は、平成 8年12月 1日より施行する。

この規程は、平成13年 1月 1日より施行する。

この規程は、平成17年 5月 1日より施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成18年 7月11日より施行する。

この規程は、平成19年 3月11日より施行する。

この規程は、平成19年 9月 1日より施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成21年 8月 31日より施行する。

この規程は、平成21年 11月 1日より施行する。

この規程は 平成23年10月 1日より施行する

この規程は 平成24年 1月 1日より施行する

この規程は 平成27年 4月 1日より施行する

この規程は 平成29年 7月 1日より施行する

この規程は 平成31年 1月 1日より施行する

この規程は 令和1年 8月 1日より施行する

この規程は 令和2年 2月 1日より施行する

この規程は 令和4年 6月 1日より施行する

この規程は 令和4年 9月 1日より施行する

この規程は 令和5年 2月 1日より施行する

この規程は 令和5年 10月 1日より施行する

この規程は 令和5年 11月1日より実施する

この規程は 令和7年 6月 1日より実施する